

令和 2 年第 2 回（6 月）定例会

# 議 案 説 明

令和 2 年 6 月 1 0 日

議案番号	件名	ページ
行政報告	山陽小野田市土地開発公社の令和元年度決算概要及び令和2年度事業計画概要について	1
同意第7号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第8号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第9号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第10号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第11号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第12号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第13号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第14号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第15号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第16号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第17号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第18号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第19号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2
同意第20号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	2

議案番号	件名	ページ
報告第1号	繰越明許費予算の繰越しについて	3
報告第2号	繰越明許費予算の繰越しについて	3
報告第3号	建設改良費予算の繰越しについて	3
報告第4号	水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	3
議案第65号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について	4
議案第66号	令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について	5
議案第67号	令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について	5
議案第68号	山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第69号	山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第70号	山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第71号	山陽小野田市学校給食費に関する条例の制定について	6
議案第72号	山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第73号	山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について	6

本日は、令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、山陽小野田市土地開発公社の決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

令和元年度決算については、公有地取得事業、土地造成事業とも用地の取得及び買収はありません。

一方、収益的収支においては、小野田・楠企業団地、畑田団地及び駅南総合開発用地の売却等により、9,292万6,453円の収益がありましたが、結果として1,761万4,635円の損失となりました。その結果、年度末剰余金の合計は1億9,633万9,436円となっています。

次に令和2年度事業計画については、用地売却事業として小野田・楠企業団地、駅南総合開発用地等を売却する予定にしています。土地造成事業としましては小野田・楠企業団地の工事費等として200万円の支出を予定しています。収益的収支においては、事業収益等2億9,198万円の収入、事業原価等2億8,481万6,000円の支出を予定しています。

土地開発公社の運営につきましては、今後とも、土地開発公社本来の目的達成のため業務の健全なる運営ができますよう適切なる指導を行ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

なお、現在、小野田中央青果株式会社においては、破産管財人が確定申告に向け決算書を作成しているところであると聞いていますので、決算書が取得でき次第、御報告させていただきたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました同意第 7 号から同意第 20 号までについて、御説明いたします。

同意第 7 号から同意第 20 号までは、農業委員会の委員の任命についてであります。現委員の任期が 7 月 19 日をもって満了することから、後任委員に、この度提出しております 14 名を任命するに当たり、議会の同意をお願いするものです。

委員の任命については、農業委員会等に関する法律により、原則認定農業者がその過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものを含むこと、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること等が規定されています。

また、委員の選出方法については、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦及び募集をしなければならないとされていることから、広報 2 月 1 日号で募集を行っており、推薦及び募集の状況については、市ホームページで公表したところです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、報告第 1 号から報告第 4 号までについて、御説明いたします。

報告第 1 号及び報告第 2 号は、令和元年度繰越明許費予算の繰越しについてであり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により御報告申し上げます。

報告第 1 号は、一般会計予算において、山口東京理科大学薬学部校舎整備事業、新火葬場整備事業、小野田・楠企業団地防火水槽整備事業、市道における社会資本整備総合交付金事業、小・中学校における情報通信ネットワーク等整備事業、公共土木施設災害復旧事業等 13 事業について、その経費を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 2 号は、小型自動車競走事業特別会計予算において、小型自動車競走場スタンド棟等整備事業に係る経費を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 3 号及び報告第 4 号は、令和元年度建設改良費予算の繰越しについてであり、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により御報告申し上げます。

報告第 3 号は、令和元年度下水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和元年度予算にて計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、2 億 9,121 万 8,271 円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 4 号は、令和元年度水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和元年度予算にて計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、4,350 万円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

引き続き、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 65 号から議案第 67 号までは、令和 2 年度の補正予算であります。

議案第 65 号は、令和 2 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施する事業として、小・中学校情報通信ネットワーク等整備事業、新生児応援金給付事業、公共施設を臨時休館したことによる指定管理者への減収補てん、事業の見直しによる事業費の減額などの取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ 4 億 5,864 万 5,000 円を増額し、予算総額を 369 億 8,240 万 8,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入では、国庫支出金 7,231 万 9,000 円、繰入金 4 億 7,885 万 9,000 円、諸収入 387 万 9,000 円をそれぞれ増額し、県支出金 11 万 2,000 円、市債 9,630 万円をそれぞれ減額しております。

次に歳出では、総務費では、事業の見直しによる減はあるものの、新生児応援金給付事業、新型コロナウイルス等感染症対策基金積立金等として 7,649 万 5,000 円を増額し、民生費では、市内保育施設等への備品購入費などに対する新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、介護保険特別会計繰出金、私立保育園副食費補助金等として 4,183 万 2,000 円を増額しております。

次に衛生費では、産前産後サポート事業等の増はあるものの、事業の見直しにより 42 万 3,000 円を減額し、商工費では、事業の見直しにより 87 万 7,000 円を減額しております。

次に土木費では、指定管理者への減収補てんによる増はあるものの、事業の見直しにより 4,901 万円を減額し、教育費では、埴生小・中学校整備事業、事業の見直しによる減はあるものの、指定管理者への減収補てん、小・中学校情報通信ネットワーク等整備事業等として 3 億 9,062 万 8,000 円を増額しております。

なお、繰越明許費の補正では、当初予算において設定していました埴生小・中学校整備事業を廃止し、併せて、債務負担行為の補正において、同事業を追加しております。これは、予算の繰越しを前提に、今年度予算で実施を予定していました埴生小・中学校整備事業の一部を翌年度の予算で実施するものとして整理したものであります。

議案第 66 号は、令和 2 年度介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,038 万 2,000 円を増額し、予算総額を 66 億 9,367 万 3,000 円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入では、一般会計繰入金 1,038 万 2,000 円を増額しております。歳出では、診療報酬支払基金の令和元年度の精算に伴う償還金 1,038 万 2,000 円を増額しております。

議案第 67 号は、令和 2 年度水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、建設改良事業における費目を改めるとともに、それに伴う収入費目を変更するものです。

まず、資本的支出について、上水道建設改良費に計上していた簡易水道統合施設費 1 億 2,110 万 9,000 円を簡易水道建設改良費の簡易水道統合施設費に変更しております。

それに伴い、資本的収入において、対応する上水道企業債 1 億 1,000 万円及び上水道出資金 9 万 9,000 円を簡易水道企業債及び簡易水道出資金に費目変更しております。

各費目における同額の変更であるため、この結果、当初予算からの収入総額及び支出総額についての増減はありません。

議案第 68 号は、山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたこと等に伴い、両条例の引用部分について改正を行うもの及び通知カードの新規発行、記載事項変更の手続等が廃止されたことに伴い、手数料徴収条例中の通知カード再交付手数料の項目を削除するものであります。

議案第 69 号は、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、補償基礎額等について所要の改正を行うものであります。

議案第 70 号は、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部改正であります。

これは、条例の用語の定義について、空家等対策の推進に関する特別措置法の条文と同様としているものの、同法の規定を引用していないことにより、法に基づく規制と条例に基づく規制が同じ対象物に関して適用される二重規制状態となっていることを解消するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 71 号は、山陽小野田市学校給食費の管理に関する条例の制定についてであります。

これは、現在、市立幼稚園及び各小中学校で行っている学校給食費の徴収及び管理並びに未納者への督促などの業務について、令和 3 年 4 月から公会計化し、教育委員会の業務として管理を行うために条例を制定するものであります。

議案第 72 号は、山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

これは、職員等により新築又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から 5 年を経過していないものに係る住居手当について、市の状況等を踏まえた上、関係団体との協議が整ったため、令和 2 年 7 月 1 日からこれを廃止するものであります。

議案第 73 号は、山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結についてであります。

これは、令和 4 年 4 月に山陽地区保育所を供用開始するため、厚狭駅南部地区に定員 140 人の保育所を整備するものです。

去る 5 月 12 日に指名競争入札を行ったところ、8 億 80 万円をもって山陽地区保育所整備事業（建築主体・機械設備工事）嶋田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共

同企業体が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、落札業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。